

2 介護保険法上の指定訪問介護事業者が指定居宅介護の事業を実施する場合の特例要件について

標記については、「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成14年12月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「解釈通知」という。）の第3章居宅介護の第1節（4）において、介護保険法上の指定訪問介護事業者が指定居宅介護の事業を実施する場合の特例要件についてお示ししているところであるが、今般、指定訪問介護事業者と指定居宅介護事業者の従業者がそれぞれの業務を兼務することを可能とし、（別表）のとおり解釈通知を改正することとしたので、指定申請を予定している指定訪問介護事業者への周知方よろしくお願いしたい。

（別表）

解釈通知	改正点
第3章 居宅介護 第1節	
<p>(4)人員の特例要件について</p> <p>介護保険法上の指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について</p> <p>ア 従業者（ホームヘルパー）について</p> <p>当該事業所に置くべき従業者の員数は、指定訪問介護事業所として置くべき訪問介護員等の員数に加えて、主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）を1以上とすること。</p> <p>なお、当該主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者以外の訪問介護員等が、障害者に係る指定居宅介護を行う場合は、常勤換算方法による勤務時間の算定上、指定訪問介護事業者として人員基準違反とならないよう留意されたい。</p> <p>イ サービス提供責任者について</p> <p>当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上とすること。</p> <p>なお、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、当該支援費制度における指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。</p> <p>ウ 管理者について</p> <p>指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。</p>	<p>(4)人員の特例要件について</p> <p>介護保険法上の指定訪問介護事業者が、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の各法による指定居宅介護の事業を行う場合は、当該介護保険法上の指定を受けていることをもって、各法上の指定基準を満たしているものと判断し、各法上の指定を行って差し支えないものとする。</p>

支援費制度における指定居宅介護（ホームヘルプ）の事業について

指定基準の概要 …身体障害者、知的障害者、児童の各法律で共通基準

(人員基準)

従業者（ヘルパー）を常勤換算方法で、2.5人以上

- 1 今回、参入要件のさらなる緩和を行い、介護保険の訪問介護事業者の指定を受けていれば、支援費制度の指定居宅介護の指定を受けることが可能となります（「障害者に係る指定居宅介護を行う従業者」を上乗せして配置する必要はありません。）
- 2 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法それぞれの事業所としての指定が必要ですが、人員配置は合わせて2.5人以上で差し支えありません。

サービス提供責任者…ヘルパーのうち事業の規模に応じて常勤1人以上

上記の緩和に併せて、介護保険の訪問介護事業者の指定を受けている事業者にあつては、介護保険のサービス提供責任者の兼務で差し支えありません（別にサービス提供責任者を配置する必要はありません。）

管理者…常勤1人（兼務可）

(設備基準)

事業の運営に必要な専用の区画、設備、備品等を備える必要があります。（兼用可）

(運営基準)

基本的に介護保険の運営基準に準じています。

基準該当居宅介護事業者の基準

ヘルパー3人以上（離島等は1人以上）、従業者の常勤要件なし。

居宅介護支援費（案）

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以後30分
身体介護	2,100円	4,020円	5,840円	2,190円
家事援助		1,530円	2,220円	830円
移動介護		1	1	1
日常生活支援 2			2,410円	900円

- 1 移動介護は身体介護を伴う場合は身体介護の単価、身体介護を伴わない場合は家事援助の単価を用いることとなります。
- 2 日常生活支援は身体障害者居宅支援が対象となります。